

**令和2年度
木曾悠久の森管理委員会
(書面開催)**

資料

自然休養林のゾーン区分毎の取扱いについて

ゾーン区分	法令等の指定	森林の現況及び目標とする森林の取扱い	施設の設置基準等
自然観察教育ゾーン	保健保安林 鳥獣保護区 木曽悠久の森	木曽ヒノキ、アスナロの天然林等からなる「木曽悠久の森」核心地域（コアa）である。 当区域を①木曽悠久の森管理基本計画の取扱いを優先する区域、②レクリエーションの森としての管理を優先する区域、③利用者の入り込みを制限する区域、④試験地に区分する。現状が天然林である森林は、原則、人為を加えず自然の推移に委ねることとし、現状が人工林である森林は、抜き伐りなどで更新を促進し天然林へ誘導する。ただし、②の区域の施設周辺については、必要に応じ灌木等の除去を行う。 また、危険木については木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。	区分ごとの取扱いは、 ①：施設（歩道を含む）の整備は行わない。 ②、③：既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。 ④：試験地の取扱いによる。
森林スポーツゾーン	水源かん養保安林 保健保安林 保健保安林見込み地 鳥獣保護区 木曽悠久の森	南股沢上流部に区画された区域で、園地、駐車場、宿舎等が集中的に整備されている区域であり、人工林ヒノキ、サワラで8割、残りの天然ヒノキからなる「木曽悠久の森」核心地域（コアa）と緩衝地域である。レクリエーションの森としての管理を優先する区域として、現状が天然林である森林は、原則、人為を加えず自然の推移に委ねることとし、現状が人工林である森林は、抜き伐りなどで更新を促進し天然林へ誘導する。ただし、施設周辺については、必要に応じ灌木等の除去を行う。 また、危険木については木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。	既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。
風景ゾーン	保健保安林 鳥獣保護区 次代検定林 木曽悠久の森	利用者の集中する自然観察教育ゾーン及び森林スポーツゾーンの背景林的役割を持つ森林であり、天然林ヒノキ、サワラと人工林ヒノキからなる「木曽悠久の森」核心地域（コアa）である。木曽悠久の森管理基本計画の取扱いを優先する区域として、現状が天然林である森林は、原則、人為を加えず自然の推移に委ねることとし、現状が人工林である森林は、抜き伐りなどで更新を促進し天然林へ誘導する。 また、危険木については木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。	原則として施設（歩道を含む）の整備は行わない。
風致探勝ゾーン	保健保安林 次代検定林 木曽悠久の森	南股沢に沿って帯状に区画された区域で、この中に赤沢駐車場まで林道が開設されている。溪谷に沿って休養林中心部まで自然探勝に利用されている区域であり、人工林ヒノキ、サワラ等からなる「木曽悠久の森」核心地域（コアb）と緩衝地域である。レクリエーションの森としての管理を優先する区域として、現状が天然林である森林は、原則、人為を加えず自然の推移に委ねることとし、現状が人工林である森林は、抜き伐りなどで更新を促進し天然林へ誘導する。ただし、施設周辺については必要に応じ灌木等の除去を行う。 また、危険木については木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。	既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。

注1：次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

- ・学術の研究、自然観察教育、遺産資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為
- ・山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
- ・鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- ・法令等の規定に基づき行うべき行為

注2：灌木等の除去については、施設周辺に限り実施するものとし、これを超える作業が必要になった場合には、木曽悠久の森 森林総合利用・地域振興専門部会及び植生管理専門部会へ相談することとする。

注3：自然観察教育ゾーンの「③利用者の入り込みを制限する区域」への入林については、学術研究や自然観察教育を目的とするものを原則とし、かつ木曽森林管理署長が必要と認める場合に限るものとする。

木曽悠久の森試験地一覧表

「木曽悠久の森管理基本計画」において、試験地は「特別な取扱いが必要な森林」として、「試験地については、本取組を進めていく上で重要」とされている。このため、試験の成果は、木曽悠久の森の将来の管理運営に活用していくものとする。

番号	区分	保護林	試験地名等	目的	試験内容	設定年	面積(ha)	国有林名	林小班	樹種	林令	今後の取扱い	備考
1	コアa	保存	助六実験林	木曽谷地域の湿性ポルゾル土壌を中心とするせき悪土壌地帯において、ヒノキ天然林の更新施業体系の確立を目指した事業的規模の実験を行う。	①上木を伐採し天然更新を促す ②必要に応じ更新補助作業(薬剤散布) ③林分の調査	H1	89.18	王滝	2156い、 に、2157 い～へ、 2179い～ は	サワラ・ ヒメコマ ツ・ネズ コトウ ヒ・天然 ヒノキ	2、8、271	①原則として中止する。 ②継続して実施する。 ③継続して実施する。	上木の残存割合は当初の約40%
2	コアa		赤沢ヒノキ施業試験	赤沢ヒノキ林の永続を図る為、後継ヒノキ稚樹を育成する天然更新をねらいとして、下層ヒバの処理、上木の伐採及びヒノキ稚樹の保育等の施業方法を明らかにする。	①上木を伐採し天然更新を促す ②必要に応じ更新補助作業(灌木類の伐採) ③林分の調査	S58	11.84	小川入	100は1 ～は3	天然ヒノ キ・ヒバ・ ヒメコマ ツ・サワ ラ	301～311	①原則として中止する。 ②継続して実施する。 ③継続して実施する。	上木の残存本数324本(当初の約50%)
3	コアb	保全利用	ヒノキ天然林の群状保残母樹法による天然更新試験	ヒノキ天然林の天然更新の実験を行う。	①上木を伐採し天然更新を促す ②必要に応じ更新補助作業(ヒバ等の伐採) ③林分の調査	S48 ～ S50	7.59	小川入	157い1 ～い3	天然ヒノ キ・ヒバ	42～44	①原則として中止する。 ②原則として中止する。 ③継続して実施する。	上木の残存本数141本(当初の約10%)
4	コアa	保存	出ノ小路ヒノキ天然生林林分成長量固定調査地	天然林における成長量、故損量等の資料を収集し、林分構造の推移を解明する。	・林分の調査	S29	3.65	加子母裏木曾	93ろ	天然ヒノ キ	216	継続して実施する。	(調査のみ)
5	コアb	保全利用	東股ヒノキ・サワラ天然生林林分成長量固定調査地	天然林における成長量、故損量等の資料を収集し、林分構造の推移を解明する。	・林分の調査	S29	4.47	付知裏木曾	119ろ	サワラ・ 天然ヒノ キ	216	継続して実施する。	(調査のみ)

注:今後の取扱い欄の1の①、2の①及び3の①については、森林火災予防、新たな研究等を目的とする伐採を例外的なものとして想定しており、企画立案段階で植生管理専門部会に諮った上で取組を進めるものとする。

木曾生物群集保護林における復元計画

平成 29 年 4 月 1 日策定
令和 3 年 2 月 9 日改正

1 復元の意義、目的

天然のヒノキ、サワラ等を交える木曾地方の森林は、良質の木材産地として古くから歴史的・文化的建造物の維持や地場産業の継承・振興に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、そのヒノキ、サワラ等を構成樹種とする温帯性針葉樹林は減少し、現在では、まとまって自然度の高い状態にある木曾地方の森林は世界的にも希少で貴重な存在となっている。

木曾生物群集保護林においては、このような地域固有の生物群集を有する森林とともに、その間に存在する人工林等も包含させて区域に設定し、より広大なまとまりと連続性をもった温帯性針葉樹林を中心とした生物群集へ誘導することを目的とした復元の取組を行うこととする。

2 対象森林の現況と目標林型

(1) 対象森林の現況

復元の取組を行う対象森林は、木曾生物群集保護林（10,392ha）の区域面積の 51%を占めるヒノキ、カラマツ等の 1 齢級～24 齢級の人工林（5,193ha）と、1%を占める無立木地（114ha）である。

なお、自然災害等により自立的復元力が脆弱となった森林が生じた場合は、その森林も対象にできることとする。

(2) 目標とする林型

人工林等から木曾地方に現存する温帯性針葉樹林への復元を目指すものであるが、元々の森林生態系の姿が科学的に明確になっていない。

このため、胸高直径が 1m を超える天然のヒノキ大径木を主体とし、これに他の温帯性針葉樹と広葉樹が混交している森林、又は温帯性針葉樹を含む多様な樹種構成される森林が数百年後には成立していることを目標とする。

3 復元対象区域

別紙 1 「復元対象区域の林小班一覧表」及び別紙 2 「復元対象区域図」のとおり。

4 取組方針と復元手法

(1) 取組方針

復元の取組を行う主な対象は、現況が人工林である森林とし、森林のもつ公益的機能に支障が生じないように、除伐、間伐等の保育を適切に行うとともに、抜き伐りを繰り返して林床の天然稚幼樹の発生・生長を促すなど、自然の推移を踏まえた超長期にわたる育成複層林施業等の実施を通じて、目標とする天然のヒノキ大径木を主体とした林型等へ誘導する。

この際、森林施業方法等は、新たな知見、モニタリング調査の結果を踏まえ、継続的な見直しに努める。

(2) 森林施業方法

復元のための森林施業は、別紙3「施業体系図」を基本としつつ、自然の推移を踏まえた上で実施する。その際、次のことに留意する。

- ① 間伐に当たっては、混交している広葉樹を保残するとともに、林地保全、景観、風雪害等に配慮することとして、定性間伐と列状間伐を適切に選択する。
- ② 植栽木を全て伐採する時期は、原則として天然更新の完了を確認した後とする。
- ③ ヒノキ人工林とサワラ人工林については、天然木曾ヒノキ材等への代替可能性を勘案のうえ、植栽木を全て伐採する時期は200年生以上とし、画一的に取り扱わない。
- ④ 温帯性針葉樹林の構成樹種でないカラマツ人工林の更新に当たっては、林況や地況、抜き伐りの方法や時期、天然稚幼樹の発生・生長やその樹種構成等について検討し、施業方法を選定する。また、施業の実施結果を検証し、施業方法を見直す。
- ⑤ 無立木地における更新補助作業について
 - ア 母樹からの十分な種子供給がある、あるいはササの下に稚幼樹が多数認められるなど、ササ処理による更新促進が期待できる箇所については、その状況に応じて薬剤散布を行いササの抑制を図る。
 - イ 下層植生の状況や稚樹の状況を踏まえ、必要に応じてササの下から天然性稚幼樹の刈出し作業を行う。
 - ウ 母樹の保残が十分でなかった等の理由から稚樹の発生が不十分な箇所は、核心地域内の母樹に由来する山取り苗や種子により更新を行う。
- ⑥ ニホンジカ、ツキノワグマ等による被害の発生している箇所は、防護柵の設置や剥皮防止のテープ、忌避剤の散布等による被害の未然防止を図る。

(3) モニタリング調査

天然稚幼樹の発生・生長の推移、上木の生育状況等を把握し、林分状況に応じた適切な森林施業等を実施するため、別紙4「モニタリング調査内容」によりモニタリング調査を行う。

5 実行管理体制

中部森林管理局保護林管理委員会の下に設置された木曾生物群集保護林復元部会の意見を踏まえ、中部森林管理局において復元の取組を実行管理する。その際、大学、研究機関、地域住民等との連携に努める。

6 その他

本計画については、新たな知見、モニタリング調査の成果等を踏まえ、必要な見直しを継続的に行っていく。